

『税理士が知っておきたい 兄弟姉妹の相続』

正誤のお知らせ

表題図書の記述内容について、下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

〈98 ページ 下から 7 行目〉

誤	正
兄弟姉妹相続の場合に、相続人である兄弟姉妹が全員相続を放棄した場合、被相続人の甥姪が相続人となることとなります。この場合、新たに相続人となった人は、兄弟姉妹が全員相続を放棄したことを知った日から 3 か月以内に家庭裁判所に相続放棄申述書を提出すれば、相続放棄することができることとなります。	<u>相続放棄した人は最初から相続人でなかったことになることから、相続人である兄弟姉妹が全員相続を放棄したならば、甥姪に代襲相続することはなく、また次順位の相続人もいないため、相続人不存在となります。</u>

また、19 ページ上から 8 行目に以下のような記述がありますが、実際は掲載されている事例において相続放棄をしても法定相続人の数には変化はありません。

相続放棄をしたならば、法定相続人の数が減ることになり、相続税額が多くなってしまふということも考えての行動でした。